

日時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時（開場9時半）

場所 六本木ヒルズ森タワー49階 東京都港区六本木六丁目10番1号

上質な暮らしを仕立てる

わたしたちは創業時の「これまでのマンションづくりの常識を打ち破る」という発想にこだわり、お客様に満足いただける価値創造型経営を徹底させ、さらなる飛躍をめざします。

Contents

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 03.業績ハイライト・中期経営計画 | 24.計算書類 |
| 04.招集ご通知 | 33.監査報告 |
| 05.議決権行使のご案内 | 35.分譲実績 |
| 06.株主総会参考書類
(提供書面) | 36.物件紹介 |
| 07.事業報告 | 37.物件紹介ーサンウッド青山ー |

株主の皆様におかれましては、平素より格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年3月期の売上高は113億9千万円となり、7期ぶりに100億円超となりました。

新築分譲マンション4棟の引渡しに加え、5期目に入ったリノベーション事業が順調に進捗した結果、前期比+68.5%の大幅増収となりました。

利益面は期初予想を上回り、営業利益5億5千万円(前期1億3千万円)、当期純利益3億円(前期1億7千万円)と、大幅な増益となりました。

2017年2月の創業20周年を機にブランドメッセージの刷新を行い、マンションの品質だけでなく、会社と社員の質を高める取り組みを地道に行っております。

当面の経営目標「売上高150億円、営業利益10億円を安定的に計上できる体制の構築」に向けて全社一丸となって突き進んで参ります。

今後も温かいご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長
佐々木 義実

業績ハイライト

売上高

11,391百万円 前年比 +68.5% ↑

新築分譲マンション4物件「サンウッド赤坂丹後町」「サンウッド代々木西参道」「ガーデンコート多摩センター」「グローリオ文京東大前ヒルズ」の引渡しを行い、大幅増収となりました。



営業利益

557百万円 前年比 +324.1% ↑

増収による売上総利益の増加に加え、販売が好調に進捗したことにより広告宣伝費等の費用が当初計画よりも抑えられたことにより、大幅増益となりました。



中期経営計画

今後の経営戦略

当社が目標とする数字を安定的に計上できる体制を構築するため、今後の当社の経営戦略について、ご説明させていただきます。

目標数字

安定的に計上できる体制を構築

売上高 150億円

(2019年3月期計画 売上高 117億円 営業利益 5億円)

営業利益 10億円

事業エリア拡大

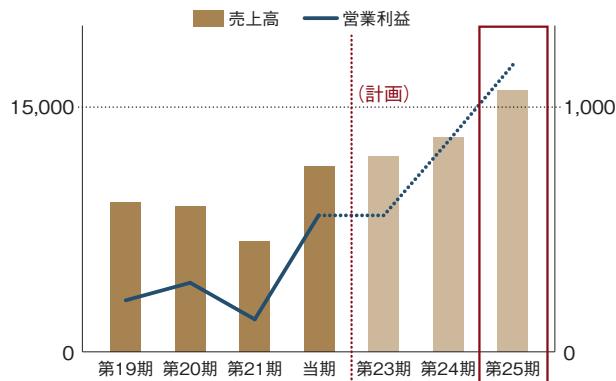
多様化ニーズに対応

都心ハイエンド

共同事業 (JV)

建替・等価交換

最も得意とする都心ハイエンドを主軸としつつ、都心コンパクト物件、郊外コンセプト物件など、多様化するニーズに対応してまいりました。今後は、共同事業への参画を増やし、リスク分散を図りつつ事業機会増加、ノウハウ蓄積に努めてまいります。また、空家増加やマンション老朽化の問題解決手段として、建替え事業や等価交換事業など、息の長いプロジェクトに積極参画し、事業規模拡大に努めてまいります。



株主各位

証券コード 8903
平成30年6月4日

東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
株式会社サンウッド
代表取締役社長 佐々木 義実

招集(通知)

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年6月22日(金曜日) 午前10時(開場9時半)
2 場 所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー49階 六本木アカデミーヒルズ49 カンファレンスルーム7 (末尾の株主総会会場ご案内をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第22期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 議案 剰余金処分の件
4 議決権の行使についてのご案内	5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.sunwood.co.jp>)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な収益動向を勘案したうえで財務体質の強化を図り、内部留保の充実に努めるとともに安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

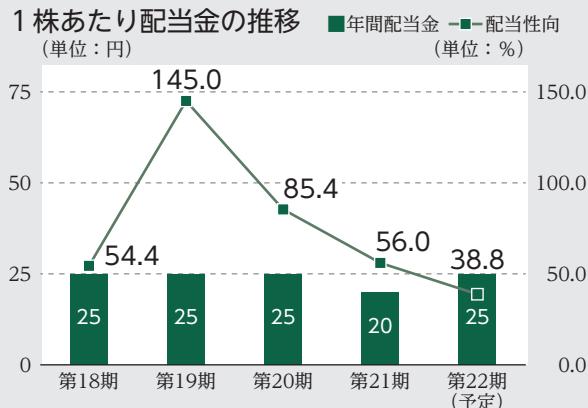
当社普通株式1株につき金 **25円**
総額 **118,346,400円**

剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月25日

<ご参考>

1株あたり配当金の推移



配当方針

当社は、利益配分につきましては、中期的な収益動向を勘案したうえで財務体質の強化を図り、内部留保の充実に努めるとともに安定的な利益還元を継続することを基本方針としております。当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を基本方針としております。

これら剰余金の配当決定機関は、株主総会でありませ

以上

事業報告 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の業績は、売上高11,391百万円（前期比68.5%増）、営業利益557百万円（前期比324.1%増）、経常利益424百万円（前期比1,995.1%増）、当期純利益304百万円（前期比78.9%増）となりました。

不動産開発事業において、前事業年度に比べ竣工引渡物件が増加したことで売上高は大幅な増収となり、当初計画には僅かながら未達となりましたが、平成23年3月期以来、7期ぶりに10,000百万円を突破しました。売上総利益率は17.2%となり、前期比5.7ポイント減少しました。これは主に前事業年度において利益率が高い案件の寄与があったことによるものです。

また、販売が好調に推移したことにより広告宣伝費等が抑えられましたが、新規事業仕入関連の費用が増加したことで販売費及び一般管理費は1,402百万円（前期比0.9%減）とほぼ横ばいになりました。

この結果、営業利益、経常利益及び当期純利益はそれぞれ大幅な増益となり、6期連続の黒字となっております。

販売面においては、都市における不動産の市場価格や地価の上昇傾向は継続しておりますが、当社の事業基盤である都心部のマンション販売は堅調に推移しております。当事業年度に竣工した「サンウッド赤坂丹後町」「サンウッド代々木西参道」は全戸引渡が完了し売上を計上しております。また、共同事業である「ガーデンコート多摩センター」及び「グローリオ文京東大前ヒルズ」等の一部住戸の引渡を行いました。

仕入面においては、「(仮称)広尾プロジェクト」や「(仮称)阿佐ヶ谷北プロジェクト」等、多くの新築分譲事業の用地取得に加え、「宇田川町プロジェクト」や「東上野プロジェクト」等のソリューション物件の取得を行いました。

	第21期 (平成29年3月期)	第22期 (平成30年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	6,759	11,391	4,632 増	68.5% 増
営業利益	131	557	425 増	324.1% 増
経常利益	20	424	404 増	1,995.1% 増
当期純利益	170	304	134 増	78.9% 増

セグメントの業績は次のとおりであります。

また、各セグメントのセグメント利益は、売上総利益ベースの数値であります。

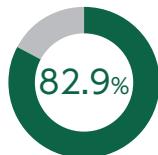
不動産開発事業

<主要な事業内容>

新築分譲マンション等の企画開発及び販売

売上高
9,442百万円
(前期比84.5%増)

売上高構成比



主要セグメントである不動産開発事業は、主に新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。当事業年度の売上高は9,442百万円（前期比84.5%増）、セグメント利益は1,544百万円（前期比33.5%増）となり、大幅な増収増益となりました。これは、7月に「サンウッド赤坂丹後町」、8月に「ガーデンコート多摩センター」、9月に「サンウッド代々木西参道」の竣工を迎え、前事業年度に比べ引渡し住戸が増加したことが主な要因となっております。また、当事業年度において「サンウッド赤坂丹後町」及び「サンウッド代々木西参道」は全戸引渡が完了し売上を計上しております。

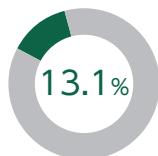
リノベーション事業

<主要な事業内容>

中古マンションの取得・改修・販売

売上高
1,488百万円
(前期比15.8%増)

売上高構成比



リノベーション事業は、中古マンションの取得・改修・販売を行っております。売上高は1,488百万円（前期比15.8%増）、セグメント利益は189百万円（前期比39.7%増）となりました。販売は好調に推移し、仕入れは独自のルートを確立したことで利益率は上昇しました。

当事業年度で5期目となりましたが、事業開始以来、継続して増収増益を達成しております。次期以降においても、着実な事業拡大を目指してまいります。

賃貸事業

<主要な事業内容>

不動産開発前の収益物件及びマンション等の賃貸

売上高
324百万円
(前期比45.3%増)

売上高構成比



賃貸事業は、不動産開発前の収益物件及びマンション等の賃貸をおこなっております。売上高は324百万円（前期比45.3%増）、セグメント利益は185百万円（前期比0.6%減）となりました。将来の事業用地として取得した「府中宮西町」のホテルの収入及び「日本橋小網町」のレンタルオフィスの稼働が好調に推移していることにより、大幅に増収となりましたが、セグメント利益は開発時期が先となる一棟収益物件を、前事業年度末に固定資産へ振替えたことで減価償却費が増加し、ほぼ横ばいとなっております。

その他の事業

<主要な事業内容>

マンション等のリフォーム、仲介等

売上高
135百万円
(前期比3.5%増)

売上高構成比



リフォーム、仲介等のその他に含まれる事業の売上高は135百万円（前期比3.5%増）、セグメント利益は39百万円（前期比40.0%減）となりました。

リフォーム事業において新築マンションの設計変更サービスが好調に推移したことで増収となったものの、利益率の高い仲介事業が前期より振るわなかったことにより、セグメント利益は減益となっております。

事業別売上状況は、次のとおりであります。

区 分	第21期 (平成29年3月期)		第22期 (当事業年度) (平成30年3月期)		前事業年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
不動産開発事業	5,118,634	75.7	9,442,641	82.9	4,324,006	84.5
リノベーション事業	1,285,765	19.0	1,488,702	13.1	202,936	15.8
賃 貸 事 業	223,528	3.3	324,874	2.9	101,346	45.3
その他の事業	131,137	1.9	135,705	1.2	4,567	3.5
合 計	6,759,066	100.0	11,391,923	100.0	4,632,857	68.5

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

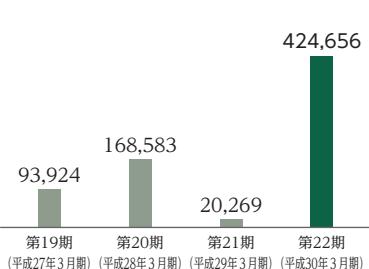
新規プロジェクトのため、金融機関からの借入により、資金調達を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

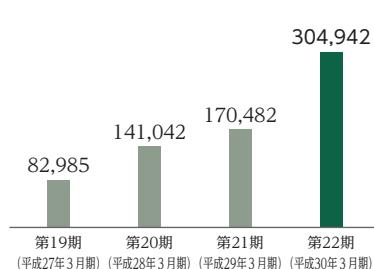
売上高 (単位：千円)



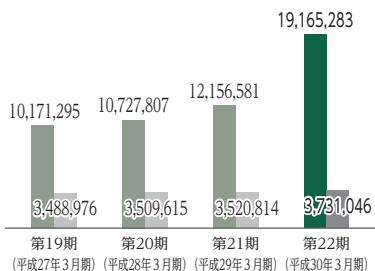
経常利益 (単位：千円)



当期純利益 (単位：千円)



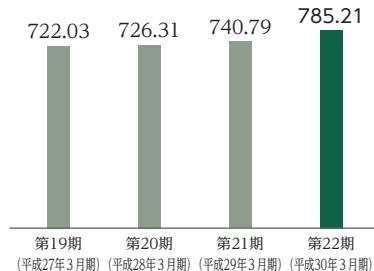
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



	第19期 (平成27年3月期)	第20期 (平成28年3月期)	第21期 (平成29年3月期)	第22期 (当事業年度) (平成30年3月期)
売上高 (千円)	9,161,790	8,919,214	6,759,066	11,391,923
経常利益 (千円)	93,924	168,583	20,269	424,656
当期純利益 (千円)	82,985	141,042	170,482	304,942
1株当たり当期純利益 (円)	17.24	29.29	35.74	64.42
総資産 (千円)	10,171,295	10,727,807	12,156,581	19,165,283
純資産 (千円)	3,488,976	3,509,615	3,520,814	3,731,046
1株当たり純資産額 (円)	722.03	726.31	740.79	785.21
1株当たり配当額 (円)	25	25	20	25

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、「ブランドポリシー“上質な暮らしを仕立てる”に則った基本性能の高い住まい」の供給に注力しています。さらに、中長期戦略である「売上規模の拡大」「収益力の強化」「顧客満足度の向上」を実現するために、以下の取り組みを推進してまいります。

① 事業用地の積極的な取得

東京都内のマンション事業用地の取得競争は激しく、高値で取引されることも散見されることから、事業用地の選別にはより一層の見極めを図る必要があります。そのため、事業用地の取得におきましては、取引先との関係をより強化して独自情報に基づく相対取引を増加させております。また、商品構成、物件規模、エリアなどを柔軟に拡大しながら、積極的に事業用地を取得することで、安定的かつ持続的なマンション供給に努めてまいります。

② 原価管理の強化

東京オリンピック開催決定以降、建築需要が高まっており、労働者不足及び建材の高騰を背景に建築費が上昇しております。発注方法や工程管理を工夫すること及び当社スタッフによる技術提案やメーカーとの直接取引を行うなど、品質を維持しながら継続的な原価削減を図ります。

③ 商品企画・サービスの強化

当社は創業以来、高いプライバシー性の確保と設計変更対応「オーダーメイドプラス」に取り組んでまいりました。これらの快適性向上のための商品企画は、高い基本性能を確保してこそ実現可能となります。今後も物件の基本性能を強化して商品力を向上させるとともに、お客さまの声を商品企画・サービスに活用して付加価値の高い住宅を提供してまいります。

④ 物件規模分散による経営の安定化

新築分譲マンションでは、事業用地を取得してから売上計上するまでには中小型物件でも約2年の期間を要し、開発期間中の経済環境の変化等により、当初想定した利益計画に支障が生じる場合があります。

大型物件は売上規模の拡大に寄与し利益率も高くなる傾向があるものの、完成までに長期間を要するため、開発期間中の経済環境の変化等によるリスクは高まります。また、完成までの数年間は多額の先行経費が発生するため、完成前の事業年度の利益に与える影響が大きくなる傾向があります。一方、中小型物件は売上までの計上期間が短いことから経済環境の影響は小さく、売上の安定化に繋がりますが、販売管理費の割合が高くなる傾向があります。

このため、当社では大型物件は共同事業を中心に検討しリスクを極小化するとともに、中小型物件は自社単独で積極的に開発することで物件規模を分散し、両者を組み合わせて経営の安定化を図りながら、事業の拡大を目指します。

⑤ 安定収益の確保

当社は、不動産開発事業が売上高の概ね8～9割を占めるため、その他の事業の拡大を図る必要があると考えております。新築マンションと比較して短期間で資金が回転するため経済環境変化に伴うリスクが小さいリノベーション事業の規模拡大や、仲介やリフォーム等の周辺事業や住宅購入に付随するサービス拡大による収益確保に取り組んでいます。さらに、建物一棟を取得し、賃借人が入居していることで安定的な賃料収入を享受しつつ、区分所有化してリノベーションによるバリューアップを図った上で住戸ごとに売却を行う、一棟リノベーション事業も拡大しています。また、将来の良質な事業用地の取得を狙った賃貸物件の取得も行っています。

このような資産保有も検討しながら、その他の事業による収益拡大にも努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

当社は、主に東京都心部を中心とする首都圏エリアにおいて、新築分譲マンション等の企画開発及び販売を行っております。また、関連事業としてマンションを中心としたリノベーション、賃貸、リフォーム、仲介事業等を行っております。

現在の主要な事業は、以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
不動産開発事業	新築分譲マンション等の企画開発及び販売
リノベーション事業	中古マンションの取得・改修・販売
賃貸事業	不動産開発前の収益物件及びマンション等の賃貸
その他の事業	マンション等のリフォーム、仲介等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

本 社 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

(7) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名	1名減	38.7歳	9.1年

(注) 従業員数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社東日本銀行	1,806百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,795
株式会社みずほ銀行	1,218
株式会社りそな銀行	1,200
株式会社三井住友銀行	1,100

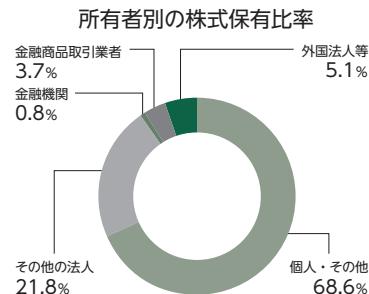
(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で商号を株式会社三菱UFJ銀行に変更いたしました。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,894,000株
- (3) 株主数 4,452名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
株式会社 タカラレーベン	1,000,000株	21.12%
佐々木 義実	148,000	3.13
澤田 正憲	144,000	3.04
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505277	113,300	2.39
中島 正章	100,000	2.11
川村 正之	66,600	1.41
株式会社 SBI証券	60,100	1.27
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	53,460	1.13
倉増 晋	49,000	1.04
金子 和徳	39,700	0.84

- (注) 1. 当社は、自己株式を160,144株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 (平成30年3月31日現在)

	平成17年6月29日 定時株主総会決議 (平成17年ストック・オプション)	平成20年6月25日 定時株主総会決議 (平成20年ストック・オプション)
新株予約権の数	40個	140個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 14,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
権利行使期間	平成17年9月1日から 平成37年6月29日まで	平成20年8月26日から 平成40年6月25日まで
行使の条件	(注)	(注)
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	
	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 2名

- (注) 1. 新株予約権者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使できるものとする。ただし、当社取締役会において相当の理由があると判断した場合は、取締役在任中の権利行使を認めるものとする。
2. 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
3. その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」の定めるところによる。
4. 平成25年4月1日付で行った1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) その他新株予約権に関する重要な事項

	平成28年10月21日取締役会決議 (第4回新株予約権)	
新株予約権の数		1,601個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	160,100株 100株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,500円 15円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,500円 505円
権利行使期間	平成30年7月1日から 平成35年11月29日まで	
行使の条件	(注)	
保有状況	当社取締役及び従業員	56名

- (注) 1. 本新株予約権者は、平成30年3月期から平成35年3月期の当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における営業利益が下記 (a) 及び (b) に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
- (a) 平成30年3月期における営業利益が400百万円を超過した場合
行使可能割合：50%
- (b) 平成30年3月期から平成35年3月期のいずれかの期における営業利益が1,000百万円を超過した場合
行使可能割合：100%
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

地位	ふりがな 氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	きさき よしみ 佐々木 義実	—
取締役	くらまし しん 倉 増 晋	開 発 本 部 長
取締役	さわだ まさのり 澤 田 正 憲	管 理 本 部 長
取締役	てじま よし たか 手 島 芳 貴	株式会社タカラレーベン 常務取締役
常勤監査役	いしかわ まさひろ 石 川 正 博	—
監査役	いわもと やすひろ 岩 本 康 博	ラ ー ネ ッ ド 総 合 法 律 事 務 所
監査役	やぎはし やすひと 八木橋 泰 仁	税理士法人ファシオ・コンサルティング 代表社員

- (注) 1. 取締役手島芳貴氏は社外取締役であります。
 2. 監査役岩本康博氏及び監査役八木橋泰仁氏は社外監査役であります。
 3. 取締役手島芳貴氏は、平成30年4月1日付で株式会社タカラレーベンの常務取締役から専務取締役に就任しました。
 4. 常勤監査役石川正博氏は、長年にわたり当社の監査室長として内部監査に携わってきた経験があります。
 5. 監査役八木橋泰仁氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、監査役岩本康博氏及び監査役八木橋泰仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役手島芳貴氏、社外監査役岩本康博氏及び社外監査役八木橋泰仁氏の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	3名 (-)	80百万円 (-)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 (2)	12 (4)
合 計	6	93

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の社外取締役が1名存在しているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成24年6月26日開催の第16回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役 手 島 芳 貴	株式会社タカラレーベン 常務取締役
監査役 岩 本 康 博	ラーネッド総合法律事務所 弁護士
監査役 八木橋 泰 仁	税理士法人ファシオ・コンサルティング 代表社員

- (注) 1. 株式会社タカラレーベンは当社の大株主であり、当社は同社との間で業務資本提携契約を締結し、不動産開発及び販売の共同事業等の取引関係があります。
2. ラーネッド総合法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。
3. 税理士法人ファシオ・コンサルティングは当社と税務顧問契約を締結しております。
4. 取締役手島芳貴氏は、平成30年4月1日付で株式会社タカラレーベンの常務取締役から専務取締役に就任しました。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 手島 芳 貴	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回に出席いたしました。株式会社タカラレーベンの取締役としての経営及び不動産開発業務の経験から、取締役会において適宜発言を行っております。
監査役 岩本 康 博	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回、監査役会12回全てに出席いたしました。長年にわたる弁護士としての経験と知見から取締役会及び監査役会において適宜発言を行っております。
監査役 八木橋 泰 仁	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また、監査役会12回全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から取締役会及び監査役会において適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A&Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、法令等のコンプライアンスの遵守を経営の重要事項と認識し、「行動規範」として取締役及び従業員に周知徹底を図るとともに、「コンプライアンス管理規程」等の諸規程を整備し、コンプライアンス管理責任者を定め、コンプライアンス体制の構築及び推進を行っております。

また、従業員のコンプライアンスに関する相談・通報制度として「内部通報制度」を設けております。取締役及び監査役がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス管理責任者に報告するものとし、報告・通報を受けたコンプライアンス管理責任者は、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議の上決定し、全社的に再発防止策を実施することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、全社的に統括する責任者を内部統制責任者とし、「文書取扱規程」「情報システム業務管理規程」に従い職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。取締役及び監査役は「文書取扱規程」によりこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営目的の達成を阻害する損失の危険を管理するため、「リスク管理規程」等の諸規程を整備し、リスク管理統括者を定め、当社全体のリスクを網羅的・統括的に審議しております。リスク管理統括者は、リスクの管理状況の問題点の把握に努め、改善策を審議し、その結果を定期的に内部統制責任者及び取締役会に報告しております。また緊急を要する重要なリスクが発生した場合には「リスク管理規程」に従い、社長をリスク管理統括責任者とし、対応を行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務権限・意思決定ルールの明確化を図り迅速な意思決定を図るとともに、原則月1回の定例取締役会を開催し、経営計画や各部の業務目標、予算策定及び月次業績・改善策の管理を行い、経営に関する重要事項の適正な意思決定を行っております。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社を設立した場合には、当社の企画・経理部において経営及び業績に関して管理を行うとともに、内部監査部門が監督をすることで業務の適正を確保する体制をとることとしております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

総務部または監査役が任命した使用人が監査役事務局業務の補助を行うこととし、監査役の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の命令を受けないこととします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

毎月開催される定時取締役会に監査役は原則として出席し、取締役会で審議・報告される内容を取締役と共有しております。

また、内部通報窓口には監査役を含めており、当該通報を行った者に対して、いかなる不利益な取り扱いも行わないこととし、その旨を取締役及び使用人に周知しております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行に関する監視・監督を行い、また主要な稟議書、その他業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて代表取締役社長に意見を求めています。

監査活動において必要となる内部資料がある場合は、関連部署及び総務部の各担当者が随時実務面において補佐することとしており、必要に応じて、弁護士・会計士に相談する機会を保障し、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用は会社が負担するものとしております。

監査役は会計監査人及び内部監査部門から、会計監査計画及び監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行うことで、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性の確保に努めております。

(9) 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応するものとし、その指針として「行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めております。主な整備状況は次のとおりです。

- ① 反社会的勢力との取引防止に努めるため、各部署からの情報の報告体制を構築し、総務部にて取引先情報を一元的に管理する。
- ② コンプライアンス管理責任者と総務部が協力し、各部署の対応に関する指導・支援を行うとともに、経営に関わる重要な問題と認識した場合には、迅速に経営陣に報告する。
- ③ 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、警察等関連機関とも連携し、対応する。
- ④ 反社会的勢力への対応を、コンプライアンス教育の中に組み込み、社内研修等を通じて周知に努める。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 内部監査室及び内部統制委員会が協力し、内部統制システム全般の整備及び運用状況の有効性の評価を行っており、適宜改善も進めております。
- ② 「コンプライアンス管理規定」及び「内部通報管理規約」等が整備され、内部監査室による内部監査によって定期的にモニタリングが行われております。
- ③ 「リスク管理規定」に基づき、多様なリスクの発生を予防するとともに、発生したリスクについても、リスク管理統括者を中心とした迅速な対応を行っております。
- ④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

科 目	(単位：千円)	
	第22期 平成30年3月31日現在	(ご参考) 第21期 平成29年3月31日現在
資産の部		
流動資産	15,058,709	10,036,956
現金及び預金	1,025,271	1,659,853
営業未収入金	195,599	18,298
販売用不動産	2,129,705	1,773,317
仕掛品	11,530,815	6,471,683
前払費用	50,727	48,408
役員に対する短期貸付金	－	10,700
繰延税金資産	－	49,936
その他	126,589	4,759
固定資産	4,106,573	2,119,625
有形固定資産	3,936,946	2,000,076
建物及び構築物	1,390,449	591,914
工具、器具及び備品	7,324	5,703
土地	2,539,173	1,402,458
無形固定資産	8,622	1,909
ソフトウェア	7,910	538
リース資産	275	935
その他	436	436
投資その他の資産	161,004	117,639
投資有価証券	5,500	5,500
長期前払費用	52,382	3,000
繰延税金資産	－	65
その他	103,121	109,073
資産合計	19,165,283	12,156,581

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	(単位：千円)	
	第22期 平成30年3月31日現在	(ご参考) 第21期 平成29年3月31日現在
負債の部		
流動負債	6,094,029	4,603,134
買掛金	51,988	43,796
短期借入金	905,832	294,164
1年内返済予定の長期借入金	3,200,800	3,528,530
1年内償還予定の社債	－	30,000
リース債務	318	741
未払金	23,420	21,624
未払費用	88,793	68,087
未払法人税等	70,006	16,603
前受金	1,606,364	424,946
預り金	70,945	45,092
賞与引当金	46,875	49,234
その他	28,684	80,312
固定負債	9,340,207	4,032,633
長期借入金	9,110,357	3,837,313
リース債務	－	318
退職給付引当金	112,258	98,774
その他	117,590	96,226
負債合計	15,434,236	8,635,767
純資産の部		
株主資本	3,717,072	3,506,807
資本金	1,587,317	1,587,317
資本剰余金	1,433,183	1,433,183
資本準備金	936,117	936,117
その他資本剰余金	497,066	497,066
利益剰余金	800,800	590,534
その他利益剰余金	800,800	590,534
繰越利益剰余金	800,800	590,534
自己株式	△104,228	△104,228
新株予約権	13,973	14,006
純資産合計	3,731,046	3,520,814
負債・純資産合計	19,165,283	12,156,581

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第22期 平成29年 4 月 1 日から 平成30年 3 月31日まで	(ご参考) 第21期 平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
売上高	11,391,923	6,759,066
売上原価	9,432,620	5,212,876
売上総利益	1,959,303	1,546,189
販売費及び一般管理費	1,402,296	1,414,839
営業利益	557,006	131,350
営業外収益	16,500	13,456
受取利息	140	398
解約違約金収入	11,641	9,630
その他	4,719	3,427
営業外費用	148,851	124,537
支払利息	123,783	104,314
資金調達費用	25,003	18,727
社債利息	63	316
新株予約権発行費	－	1,059
その他	－	120
経常利益	424,656	20,269
特別利益	－	120,008
固定資産売却益	－	120,008
特別損失	6,393	1,106
固定資産除却損	1,483	1,106
減損損失	4,909	－
税引前当期純利益	418,262	139,170
法人税・住民税及び事業税	63,318	18,690
法人税等調整額	50,001	△50,001
当期純利益	304,942	170,482

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第22期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								新 予 約	株 権	純 資 産 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,587,317	936,117	497,066	1,433,183	590,534	590,534	△104,228	3,506,807	14,006	3,520,814	
当期変動額											
剰余金の配当					△94,677	△94,677		△94,677		△94,677	
当期純利益					304,942	304,942		304,942		304,942	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△33	△33	
当期変動額合計	-	-	-	-	210,265	210,265	-	210,265	△33	210,232	
当期末残高	1,587,317	936,117	497,066	1,433,183	800,800	800,800	△104,228	3,717,072	13,973	3,731,046	

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項 (重要な会計方針)

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券（時価のないもの）……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 消費税等の会計処理について

税抜方式によっております。控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	72,000千円
販売用不動産	1,148,727
仕掛品	11,331,575
建物及び構築物	1,378,398
土地	2,527,750
工具、器具及び備品	411
計	16,458,864

上記に対応する債務は以下のとおりです。

短期借入金	745,000千円
1年内返済予定の長期借入金	3,098,248
長期借入金	9,071,481
計	12,914,730

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 96,157千円

(3) 偶発債務

住宅購入者の金融機関からの借入に対する債務保証 44,000千円

なお、住宅購入者の債務保証は、購入者の住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に関する連帯債務保証であります。

(4) 資産の保有目的の変更

当事業年度において、販売用不動産106,695千円及び仕掛品784,918千円を、保有目的の変更により有形固定資産へ振替えております。

また、有形固定資産170,585千円を、保有目的の変更により販売用不動産へ振替えております。

(5) 財務制限条項

借入金の一部に、貸借対照表の純資産の部及び損益計算書の経常損益に係る財務制限条項が付されております。当事業年度末における財務制限条項が付されている借入金の残高は以下のとおりです。

1年内返済予定の長期借入金	828,000千円
長期借入金	1,490,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上原価	220千円
販売費及び一般管理費	1,805千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	4,894,000株	一株	一株	4,894,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	160,144株	一株	一株	160,144株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成29年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 94,677,120円
- ・ 1株当たり配当金額 20円
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成30年6月22日開催予定の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 118,346,400円
- ・ 1株当たり配当金額 25円
- ・ 基準日 平成30年3月31日
- ・ 効力発生日 平成30年6月25日

(4) 当事業年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	18,000株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	6,963千円
賞与引当金	14,353
買掛金及び未払費用	2,294
未払金	167
棚卸資産評価損	572
その他	720
小計	25,072
評価性引当額	△25,072
計	—
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	34,373
新株予約権	3,543
減損損失	1,503
繰延消費税等	7,377
繰越欠損金	294,310
その他	6,035
小計	347,142
評価性引当額	△347,142
計	—

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

新築分譲マンションの開発・分譲においては、用地取得から販売までの間に多額の資金及び期間が必要とされるため、事業計画に照らして必要な資金を主に銀行借入による間接金融にて調達しております。現在デリバティブは利用しておらず、投機的な取引も行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されておりますが、所管部署が主要な取引先の状況をモニタリングし、所管部署及び経理部門が取引相手毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の非上場株式であり、発行体の業績変動リスクに晒されておりますが、信用リスクは僅少と判断しております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に事業活動に必要な資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、担当部署が適時金利変動動向をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。また、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	1,025,271千円	1,025,271千円	－千円
(2)営業未収入金	195,599	195,599	－
資産計	1,220,870	1,220,870	－
(1)買掛金	51,988	51,988	－
(2)短期借入金	905,832	905,827	△4
(3)1年内返済予定の長期借入金	3,200,800	3,200,837	36
(4)リース債務（流動）	318	318	0
(5)未払金	23,420	23,420	－
(6)未払費用	88,793	88,793	－
(7)預り金	70,945	70,945	－
(8)長期借入金	9,110,357	9,116,271	5,913
負債計	13,452,456	13,458,403	5,946

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)買掛金、(5)未払金、(6)未払費用、(7)預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)リース債務（流動）、(8)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額5,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション、店舗及びオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,983,455千円	1,936,691千円	3,920,147千円	3,620,516千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐々木 義実	(被所有) 直接 3.13%	資金の貸付	資金の返済 (注)	7,500	役員に対する 短期貸付金	—
役員	倉増 晋	(被所有) 直接 1.04%	資金の貸付	資金の返済 (注)	3,200	役員に対する 短期貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、当社と各取締役との契約において、当該債権を保全するため、各取締役が所有する当社株式の処分を制限する条項を設けております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 785円21銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 64円42銭 |

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

株式会社サンウッド
取締役会 御中

監査法人A&Aパートナーズ

指 定 社 員 公認会計士 木間久幸 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 岡 賢治 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サンウッドの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

株式会社サンウッド 監査役会

常勤監査役 石川 正博 ㊞
社外監査役 岩本 康博 ㊞
社外監査役 八木 橋泰仁 ㊞

(注) 監査役岩本康博及び監査役八木橋泰仁は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

以 上

分譲実績

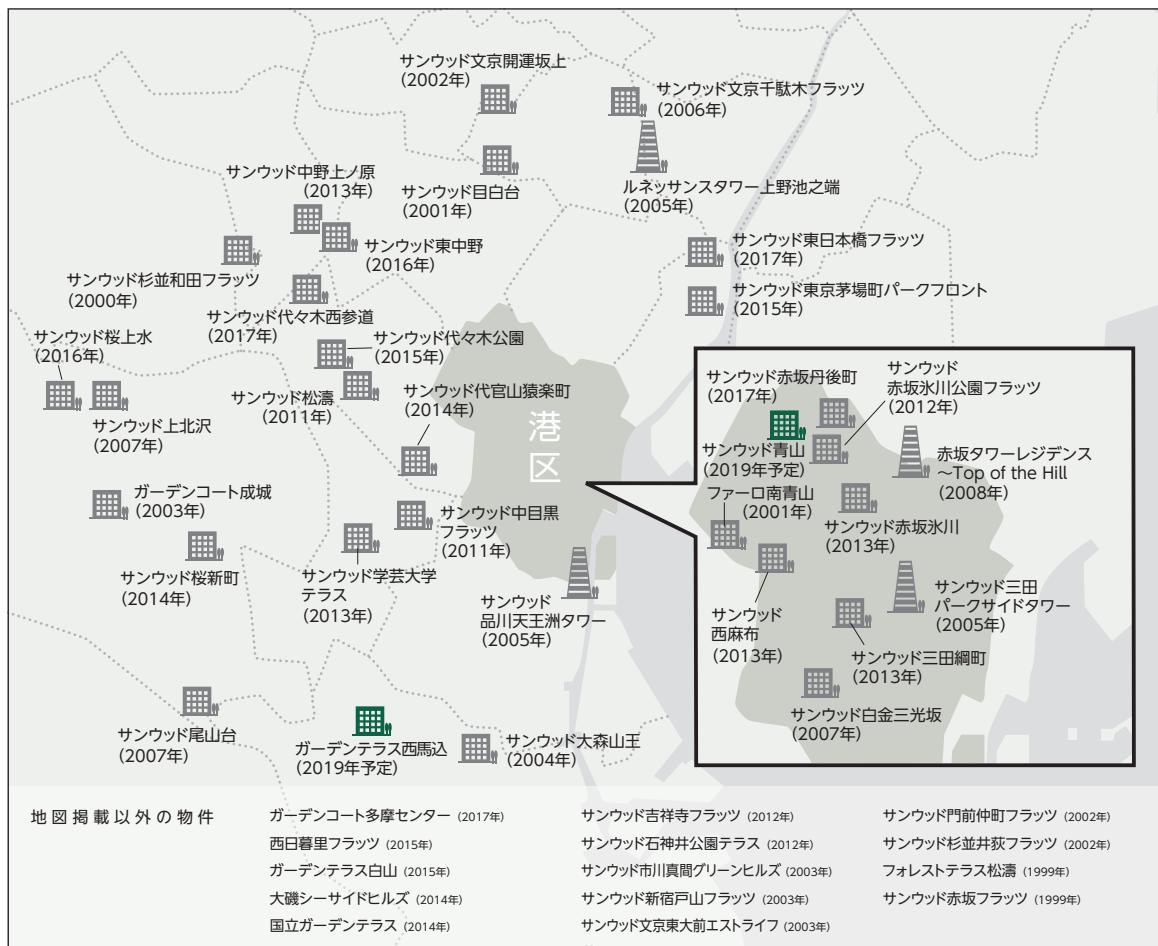
より詳細な情報はこちら

サンウッド IR

検索

実績の数だけお客さまの満足があります。

これからも、高品質な住まいづくりに邁進してまいります。





MR
公開中

サンウッド青山

所在地：東京都港区赤坂8丁目
総戸数：12戸
規模：地上9階・地下1階建
竣工：2018年12月(予定)



MR
公開中

ガーデンテラス 西馬込

所在地：東京都大田区中馬込3丁目
総戸数：48戸
規模：地上6階建
竣工：2019年3月(予定)

ガーデンコート多摩センター

所在地：東京都多摩市落合1丁目
総戸数：93戸
規模：地上13階建
竣工：2017年6月

MR
公開中

(仮称)広尾プロジェクト

所在地：東京都渋谷区広尾5丁目
総戸数：55戸
規模：地上14階建
竣工：2020年春(予定)

今期販売
開始予定

(仮称)大泉学園プロジェクト

所在地：東京都練馬区東大泉
総戸数：25戸
規模：地上5階建
竣工：2019年春(予定)

今期販売
開始予定

(仮称)阿佐ヶ谷プロジェクト

所在地：東京都渋谷区阿佐谷北
総戸数：26戸
規模：地上10階建
竣工：2020年春(予定)

今期販売
開始予定

(仮称)大倉山プロジェクト

所在地：横浜市港北区大倉山
総戸数：35戸
規模：地上7階建
竣工：2019年秋(予定)

今期販売
開始予定

(仮称)馬込プロジェクト

所在地：東京都大田区東馬込
総戸数：30戸
規模：地上4階建・地下1階建
竣工：2019年秋(予定)

今期販売
開始予定



都心の私邸を究め尽くした、
たった12邸だけの特別なレジデンスを貴方に。

Private Peaks

究極のプライベートレジデンス

物件紹介 サンウッド青山

「青山一丁目」駅徒歩3分、赤坂新坂の由緒ある高台立地

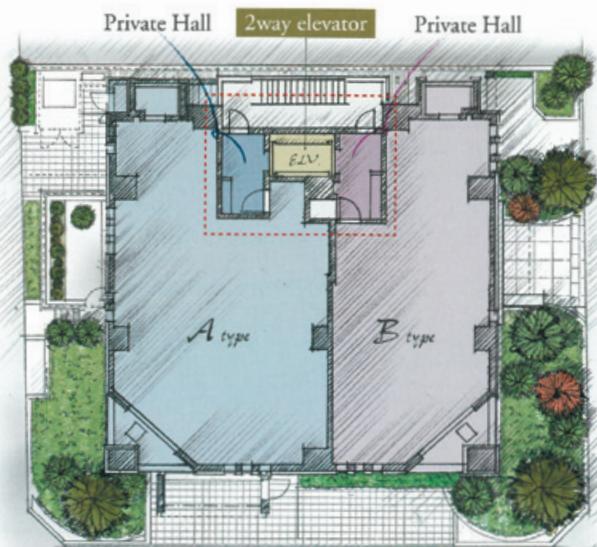
1フロア2邸～1邸、着床制限付2WAYエレベーター

一流ホテルを手掛けるデザイナーが建物意匠、照明を監修



詳しい情報はホームページで
<http://www.sunwood.co.jp/aoyama/>

■ プライベートな領域を護るための、独立性を高めたフロアレイアウト



敷地配置図・1階平面図イメージイラスト
3階平面図合成イメージイラスト



プライベートホールイメージ

■ 本物の素材に妥協なくこだわり、迎賓のために心を尽くした空間。



■ 日常の寛ぎも、ゲストを招く休日も、贅沢に。



株主総会会場ご案内

交通

- 東京メトロ日比谷線 六本木駅
(メトロハットへ直結)
会場まで徒歩約5分
- 都営大江戸線 六本木駅
(3番出口) 会場まで徒歩約10分

会場

六本木ヒルズ森タワー49階
六本木アカデミーヒルズ49
カンファレンスルーム7

東京都港区六本木六丁目10番1号

※49階へは、六本木アカデミーヒルズ入口から建物内に入り、専用エレベーターでお上がりください。

当日ご出席の株主様には、心ばかりの土産物をご用意しております。

※数に限りがありますので品切の際はご容赦ください。

